

物 価 高 騰 対 策

中小企業等支援金

原油価格又は物価高騰により引き続き経済的な影響を受けている町内の商工業を営む事業者に、予算の範囲内で支援金を交付します。

受付
期間

令和 8 年

8.12[水]



令和 8 年

9.30[水]

○役場窓口で申請の際は必ず下記お問い合わせ先に電話等で事前予約願います。

※申請に必要な様式はHPからダウンロードできます。

※制度の詳細はHPに掲載の「丸森町物価高騰対策中小企業等支援金交付要綱」（以下要綱）をご確認ください。

※受付期間を過ぎた場合は、申請できませんのでご注意願います。

交付内容

交付対象経費

事業を運営する上で必要な光熱費及び燃料費とし、令和 7 年 1 月から 12 月までの期間中に支払った経費

※上下水道料金（農業集落排水を含む）は対象外となります。

交付対象者

- ・日本標準産業分類に掲げる大分類のCからRまでの産業に該当し、町内に事務所又は店舗を置き商工業を営む法人又は個人事業者等
- ・申請日において、今後も事業を継続する意思がある者

支援金の額

交付対象経費の合計額が

24万円以上
80万円未満

4万円

80万円以上

8万円

申請書類（以下全てのものを提出してください）

- 1 丸森町物価高騰対策中小企業等支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第 1 号）
- 2 誓約書（様式第 2 号）
- 3 令和 7 年分の確定申告書別表 1 の控及び法人事業概況説明書の写し（法人事業者）
- 4 令和 7 年分の確定申告書第一表の控又は住民税申告書第五号の四様式表面の控（個人事業者）
- 5 支出内訳書又は決算報告書等の写し
※法人事業者で、令和 7 年 1 月～12 月の間に決算期が 2 期にまたがる場合は、3、5 の書類を 2 期分ご提出ください。
- 6 振込先口座の通帳の写し
- 7 本人確認書類（運転免許証の両面の写し等）

※令和 7 年 1 月～12 月分の電気代・ガス代・燃料費の内訳が、収支内訳書又は決算報告書で確認できない場合は、経費帳簿のコピーをご提出ください。

丸森町役場 商工観光課 商工班

TEL：0224-87-7620（受付時間 平日 8：30～17：00） FAX：0224-72-3041

ADDRESS：〒981-2192 宮城県伊具郡丸森町字鳥屋120番地

E-mail：shokou@town.marumori.miyagi.jp

H P：http://www.town.marumori.miyagi.jp/

お問
い合
わせ